

扶養控除等連絡票

社会福祉法人 緑星の里 理事長 殿

届出人氏名					所属			提出日	年 月 日						
対象者		氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	異動年月日	異動事由							
本人	世帯主														
	非世帯主														
家族															
同居人															
備考															
受理年月日		平成	年	月	日	受理者印				異動内容変更年月日		平成	年	月	日

※給与所得者に以下の事由が発生したときにも連絡が必要です。

婚姻の場合・・・婚姻年月日と配偶者を確認できる書類

離婚の場合・・・離婚年月日を確認できる書類

配偶者が死亡した場合・・・死亡年月日が確認できる書類

勤労学生になった場合・・・学校からの証明書

高齢者（65歳以上）になった場合・・・証明は不要ですが、年金を受給する場合は年金額を確認できる書類

※扶養から除く場合も連絡票が必要になり、減員理由によっては添付書類も必要です。

※提出の際には、裏面を確認し該当事由の書類を添付して下さい。

連絡票に必要な書類

扶養したい方の職業等		証明書類	発行先
16歳未満		実子の場合は不要	養子は戸籍謄本→市役所
16歳以上	全日制の高校・大学・専門学校及び予備校生	在学証明又は学生証	学校
	パート・アルバイト	給与支給証明書（法人指定様式）又は、給与のわかる雇用契約書等	勤務先
	無職（無収入）	前年度はすでに無職だった方→非課税証明 前年度に収入があり、非課税証明が取れない方 →1.退職等に事実を確認できる書類 （退職証明・離職票コピー・退職日の入った源泉徴収票等） →2.事業主の無職無収入証明 ※書類が提出できない時は相談に応じます	非課税証明→市役所 1.勤務していた会社 2.事業主
	無職（収入あり） ※不動産収入等	所得証明（課税又は非課税証明・納税証明等）	所得証明→市役所
	年金受給者	受給年金額を証明するもの（年金通知ハガキのコピー等）	社会保険庁 共済組合等
	自営業	所得証明（課税又は非課税証明・納税証明等） ★青色事業専従者及び白色事業専従者は生計状況により扶養はできません	市役所
	障害者	障害者手帳のコピー、および所得証明（障害基礎年金受給者は年金通知ハガキのコピーも可）	市役所

※ご家族の状況によって、下記の書類も必要になります。

- 同居が条件である人（本人の曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、弟妹、配偶者以外）を扶養する場合・・・同居している事実が確認できる「住民票」
- 姓の違う家族を扶養にする場合・・・続柄がわかる「戸籍謄本・抄本」

★疑問点がある場合は人事課へお問い合わせください。